

前漢の君主権をめぐる内・外朝

好並 隆司

要旨

前漢の中央政府は外朝と内朝を備えており、武帝代までは概ね、外朝中心に官僚制が整備されてきた。言い換えると丞相権の強化である。武帝が宮中で政務を執るようになって、内朝の権限が強大となり、丞相権は相対的に弱くなった。その後、霍光が遺訓政治を行うに当たって一族のメンバーを内・外朝に配置した。同族による権力に基づく支配様式を作ったといえるであろう。外戚が君主を囲繞する型もここから始まる。君主はその自主性を維持するため、宦官を用いるがそれには継続性がなかった。君主権はこうして同血縁団体の共有物と化する。王莽への禅譲はこうして必然的となるのである。

序

漢初の動乱に際して、将軍らが活躍したが、政治的統治については文官が秦以来の伝統をうけて権力を把握していた。高祖は武功随一の曹参の論功行賞を抑え、関中に在って軍糧等の補給に当った蕭何を功績第一として、文官支配を優位に置いた。そして天下統一とともに武力を以て領土を伐り取った異姓諸侯王を弾圧・抑制して中央集権制度を早急に確立するよう努めた。

文帝・景帝代も同様の政治方針をとり、なかんずく景帝の場合は同姓諸侯王を誅滅して封建的勢力を解体させ、実質

的な中央権力の確立を行なった。そうした成果を手にしたのは統く武帝に外ならず、ここに漢の社会は最盛期を迎えたのである。

ただ政治体制としては武帝の専制的人格もあずからて従来型から変化を生ずることとなる。すなわち武帝が外朝でなく「後庭に游宴して」内朝政治を行なったため、外朝文官による皇帝支配は宮中・内朝における天子支配に転轍される契機となつた。⁽²⁾長期に亘る武帝のかかる政治と後継の昭帝が幼いため、病に臥した帝は宿衛の臣霍光に遺嘱して周公の如く摂政的な権力を付与した。霍氏一族は内朝諸官に充てられ、宗族を背景とする政治・軍事の集団を形成した。この政治体制は前漢後半期の特徴を成すもので、端緒的姿というべき様式である。⁽³⁾

霍光による昌邑王の廢位と宣帝の登極は彼にとって有利でなく、その死とともに霍氏の滅亡が帰結される。在野に在つた帝は霍氏の專横に批判的であり、「王霸を難える」政治を理想としたので、低下していた丞相権を恢復して皇帝支配を再樹立せんとした。この外朝の権力で霍禹・張安世の保有していた大司馬大將軍の機能を抑制したのである。そして「及霍氏誅、上躬親政、省尚書事」⁽⁵⁾とあるように、政治の要としての尚書の権を宣帝自らが把握した。

繼嗣の元帝は皇太子の時、儒家思想に心酔したため、宣帝から漢家を滅すのは太子だと非難された天子である。即位時に大司馬車騎將軍であった史高は天子の姻籍であるだけではなく職務上でも領尚書事を兼ねていたが、漢書卷八十一、匡衡伝によると「高充位而已」と実権のない人物であった。儒家的官僚の匡衡は宣帝の霸道になじまず重用されていながら、元帝はこれを抜擢してやがて丞相とした。こうしてみると元帝期では外朝の役割が回復した時代といえよう。

成帝の母は王皇后であり、帝は「壯好經書・寬博謹慎」（漢書卷十、成帝紀）とある人物であったが、傳昭儀の子、定陶恭王が「有材芸……常有意欲」と優れた才能を持っていて元帝は彼を嫡子にと考えたが断念した経緯がある。その理由を「上亦以先帝尤愛太子故得無廢」（卷十、成帝紀）と記している。元帝は許皇后の子であるけれども、許死后、王皇后が後継し、元帝も王氏一族の皇后をあてがわれているのであって、傳昭儀の子の定陶恭王を寵していくても、

王氏の圧力に抗することはできなかつたものと思われる。本来、元帝は「被疾不親政事、留好音樂……定陶王亦能之」（漢書卷八十二、史丹）とあるように政治には興味がなかつた。成帝が継いだとき、王太后的長兄、王鳳が「秉政、咸為長史、咸薦蕭育、朱博除莫府」（漢書卷八十三、朱博）と政務を専断していた。同族の王商は丞相位に就いて、鳳を批判する。これを王鳳一派の張匡は「從外制中」ものとして把え、外朝・丞相の商を非難している。次いで商を継ぐ薛宣、翟方進がそれぞれ外朝において政務を執る。薛宣は王鳳の推薦で長安令となり、成帝即位時、御史中丞で「執法殿中、外總部刺史」（漢書卷八十三、薛宣）とあり、とりわけ部刺史の不正を糺した。そして于永に代つて御史大夫となつた。しかし、名儒と評番のあつた翟方進と深い交流があり、両者併せて外朝の政治を執行した。すなわち「如陳咸、朱博、蕭育、逢信、孫閼之属、皆京師世家……知名當世、而方進特立……至宰相拋法以彈咸等、皆罷退之」（漢書卷八十四、翟方進）とあるように王鳳系の官僚と対立しているのである。こうして内・外朝に軋轢はあるものの、頂点に立つ人物はいずれも王氏があるので、官僚の対立は実態として宗族内部の角遂という形姿をとるのがこの時代以降の特徴といえよう。

既にみたように、元帝は病身で親政しなかつたが、外戚の力を抑えるため、宦人石顯を信任して天子の権限を委ねた。「以顯久典事、中人無外党、精專可信任、遂委以政事、無小大、因顯白決」（漢書卷九十三、佞倖）とあるのがそれである。内・外朝ともに宗族的性格を帯び、皇帝・天子の権限に枠をはめる傾向の中で、天子の権力を維持するには宦人の力に頼るほかなかつたと思われる。「中人無外党」との表現はまさにそのことを示していよう。

哀帝期には王鳳系の朱博が大司空となり、「天三光、備三公官」という理由で丞相権を相対化し、三者並立の制度が採用された。具体的の根拠は「令末俗文弊、政事貧煩多、宰相之材不能及古、而丞相獨兼三公之事事、所以久廢而不治也、宣建三公官……分職授政……」（漢書卷八十三、朱博）と示されているのである。この制度変更の政治的意味はどこに

あるのだろうか。

既に成帝の時、「成帝欲脩辟雍、通三公官、即改御史大夫為大司空」（巻八十六、何武）とあり、成帝自身が右、三公官を開置しようと考えた旨の記事がある。同伝に「初武為九卿時、秦言官置三公官：後皆復復故……」とあり、何武が同様の趣旨を上奏している。九卿たる時があるので、武が「復入為廷尉、綏和元年、御史大夫孔光左遷……」（同前）とあり、九卿たる廷尉になつた時点での上奏と思われ、続く「綏和元年」の語句からすると元延年間に該当しよう。漢書百官公卿表には元延三年に「沛郡太守何武為廷尉、二年遷」とあるので、三年と確定できる。その時は御史大夫を大司空としただけで、三公官は出揃っていない。しかも先掲の文章からすると「後皆復復故」とあるので、大司空は一時の呼称に止まつた。そして哀帝期に三公官が固定するようになるのである。

元に戻つて三公の政治的意味は前引文の「脩辟雍」と「与方進共奏罷刺史、更置州牧」との関連で云うと前者が周代の大学であり、後者は舜による制度というから古制に循うという思想的背景があると同時に「……為丞相權輕非所以重國政也、臣愚以為大司空官可罷復置御史大夫、遵奉旧制……迺更為御史大夫」（漢書巻八十三、朱博）とある反対派朱博の論では丞相の権限の軽視、即ち国政を重んずる所以ではないという点に問題があつた。結局、外朝政治の権限の削弱が三公官の設置であつたと思われる。

平帝期に入り、董賢が失脚、自殺し、代わつて王莽が大司馬領尚書事となつた。そして、孔鄉侯傳晏、少府董恭らは免官になつた。前者は哀帝の皇后傅氏の退居にかかわり、後者は董賢の失脚に伴う。代つて「群臣奏言、大司馬莽功德比周公、賜号安漢公及太師孔光等皆益封」（漢書巻十二、平帝紀）と王莽、孔光が政治の中心に位置を占めた。ここで王莽は漢制の大司馬位にあるが、孔光は周制の太師を称号としている。帝は即位時九歳の幼年であったため、太皇太后が臨朝し、「大司馬莽秉政、百官總已以聽於莽」（同前）とあって政を専らにした。こうして王氏一族の王莽が劉氏に禅譲を求め、新王朝を創建することになるのである。

右の経緯を総括すれば漢初より武帝期までは丞相を頂点とし、その上に皇帝を戴く外朝官僚体制が形成される。武帝は後庭游宴の理由で内朝・宦人支配を行い、外朝の権限を削弱する。武帝の長期の統治で内朝政治が固まり、遺詔を受けた霍光が大司馬大将軍領尚書事に就いて攝政に似た專制支配を実施した。しかも霍氏一族を内朝・宿衛官僚に配置して宗族の背景に依って権力基盤を形成した。宣帝は霍氏を排除し、王霸を雜えて統治する方針を樹て尚書職を自ら把握し、丞相の権限も恢復している。元帝は儒家的思想を尊重して丞相・外朝権を先帝同様に認めたが、病身のため、自らに代って、宦人を以て内朝支配も併せ行なった。元帝の王皇后から成帝の王皇后まで天子の背景に王氏一族があり、成帝代にそのなかの王鳳が政治を掌握したのである。王莽はその系列に連なる。

右の概観から関連する重要な諸点について詳論してみたい。

注

- (1) 漢書百官志の注、大唐六典所引。
- (2) 拙稿「前漢期における天子と皇帝」(岡山女子短大紀要、一九九七年)。
- (3) 富田健之「大司馬大将軍霍光」参照。
- (4) 新潟大学教育学部紀要35-2、平成六年。
- (5) 漢書卷九、元帝紀。
- (6) 漢書卷七十四、丙吉伝。
- (7) 漢書卷九、元帝紀。
- 『芝蘭集』一九九九年所載、拙稿「前漢代の内朝と宿衛」。

I 太尉官

漢書百官志の表によると、高帝二年に盧綰が大尉に任せられた。大尉は秦官でもとは國尉と称され、秦の白起がその官に居り、軍隊を率いて戦った。高帝五年に彼は燕王に就いたので、大尉の官はその時に罷められたと朱一新は史記本伝に注を施している。同十一年には漢の絳侯周勃が大尉となり、後にその官が省かれたという。同じく惠帝六年に周勃は再び大尉となつた。文帝になつてから、將軍の灌嬰が大尉となり、二年間在位ののち転任したため「官省かる」と記されている。漢書卷四一、灌嬰伝によると、「呂祿等以嬰為大將軍……共立文帝、於是益封嬰三千戶賜金千斤為大尉、三歲絳侯勃免相、嬰為丞相、罷大尉官」とあるので、嬰は丞相になつたため、大尉はそのまゝ後任なく官が省かれたのである。大尉に就位したさい、従来保有していた大將軍の位はどうなつたか。この文章では必ずしも明らかでない。別に景帝代の例として、「中尉周亞夫為大尉、五年遷、官省」とある。漢書卷四十 周勃伝に「月餘、三軍皆罷、迺拜亞夫為中尉……景帝三年吳楚反、亞夫以中尉為大尉、東擊吳楚……趙涉遮說亞夫曰、將軍東誅吳楚……此知將軍且行」とあり、このなかで“將軍”的呼称があるので、大尉官に將軍号が冠されていたと想定される。文帝後六年になつて「宗正劉礼為將軍、軍霸上……以河内守亞夫為將軍、軍細柳」とあり、河内郡太守に着任した亞夫が冠号してゐるのは参考になる。こゝから逆に推定すれば灌嬰も又、大尉官にあつて大將軍を冠号してゐるのではないか。武帝の時代に「建元元年、武安侯田蚡為大尉」（漢書百官公卿表）とあり、同一年「大尉蚡免、官省」とあり、さらに漢書卷五十二、田蚡傳に「今將軍初興未如、即上以將軍為相、必讓魏其、魏其為相、將軍必為大尉、大尉相尊等耳、有讓賢名……於是迺以嬰為丞相、蚡為大尉」とあるよう、藉福が田蚡に呼びかけるとき、やはり“將軍”と呼称してゐる。彼は中大夫で將軍と称されるのは早きにすぎるが、大尉を予定したものであろう。

以上のようにみてくると、大尉は適任者があるときに配置され、当人が転任するとその職は原則的に省かれるというケースが多いことがわかる。その意味で大尉は常置の官ではない。そして大尉は大凡、將軍号を冠するものであった。

漢書百官志によると、「大尉秦官、金印紫綬、掌武事、武帝建元二年省」とあるので、秦代からの外朝官であり、武事を掌ぐる職務であった。たゞ直接、兵卒を把握しているのではなく、右にみるように将軍の号を冠することにより、始めて軍卒を持ちうるのである。従って大尉官それ自体は武事の政務を掌ぐる外朝の陸軍大臣と云った職であつたといえよう。

漢書卷二、高后紀に、

大尉勃与丞相平謀、曲周侯酈商子寄与祿善、使人劫商、令寄給說祿……今太后崩、帝少、足下不急之国守藩、迺為上將、將兵留此、為大臣諸侯所疑、何不速歸將軍印、以兵屬大尉、請梁王亦帰相國印、與大臣盟而之國、齊兵必罷、大臣得安、足下高枕、而王千里、此方世之利也、祿然其計……頗怒曰、汝為將而棄軍、呂氏今無處矣。

とある。こゝにみる呂産は「上將軍祿、相國產、顚兵秉政」（同前）とあつて、相国位にあり、丞相で政務をみ、呂祿は上將軍で兵權を掌握していた。そして、

勃欲入北軍不得入、襄平侯紀通尚符節、迺令時節矯、內勃北軍、勃復令酈奇典客劉揭說祿曰、帝使大尉守北軍、欲令足下之國、急歸將軍印辭去、不然禍且起、祿遂解印、屬典客、而以兵授大尉勃、勃入軍門、行令軍中、曰為呂氏右袒、為劉氏左袒、軍皆左袒、勃遂將北軍。
（同前）

とあるように、大尉勃は將軍位がこの時は欠けていて北軍に入ることができず、符節令の紀通が天子の命と偽つて符節を發し、勃を北軍に入らしめた。その場で酈奇と劉揭を以て呂祿を説得し、北軍を大尉に委ねるよう求めた。そしてその印綬を典客に渡し、兵を勃に授けると共に劉氏の支持を兵卒から得て漸く北軍を自らに属さしめた。このように将軍は軍卒に対し権限を保有していたので、決められた手続きをとつて初めて、大尉はこれに代ることができたのである。こゝからみても大尉は直接軍卒を持つものでなかつたことが知れる。

II 大司馬

漢書卷八十三 朱博伝に、

至武帝、罷太尉、始置大司馬以冠將軍之號、非有印綬官屬也。

とある。大庭脩氏は右文を、「大司馬を置き、以て將軍之號に冠らす。印綬、官屬有るに非ず」と読み、「大司馬の官号を頂いた將軍がその職に当っていた」と解される。¹¹¹ そして、

大尉、秦官。金印紫綬、掌武事、武帝建元二年省、元狩四年初置大司馬、以冠將軍之號。

とあって、大尉の項に大司馬を含んで記述しているから、百官志の編者は大尉の代りに大司馬を置いたと考えていたに違いない。そしてさきの朱博伝と同様、大司馬には將軍號を冠しているのである。大庭氏の場合、大司馬が將軍に冠せられているとされるが、百官志でも朱博伝でも大司馬に將軍が冠されると読むべきであろう。大庭氏が「名譽のため」と解されるのは將軍に大司馬が冠されるとみるからであって、私見のごとく大司馬を本官とする「名譽云々」は消滅する。朱博伝に印綬官屬なしとは將軍に係わるので、本官の大司馬は金印紫綬が当然あるわけで、大尉と等しいのである。

このようにみると、大尉から大司馬へは内容的には同様のものとして継続されている。それは外朝における軍事担当の官職で、実務面は將軍が天子の斧鉞を得て機能する。ところで大司馬の初置は元狩四年であり、このとき衛青と霍去病の両名がその地位に就いている。これより前の元朔五年に「大將軍衛青將六將軍」（漢書卷六、武帝紀）とあって將軍統率の六軍団を大將軍が指揮したことになっているが、大司馬は大將軍を冠號することによって内朝官にもなっているのである。すなわち衛青が大司馬大將軍となつて内・外朝の官を兼ねたのが元狩四年というわけである。

ふりかえって將軍と諸官の兼任について、漢初からたどつてみると、まず、漢書卷三十四、盧綰伝に、
入漢為將軍、常侍中、從東擊項籍、以大尉常從、出入臥內、衣被食飲。

とあって、大尉の本官に将軍が冠号された。

それに依つて「侍」中、「出入臥内」と宿衛の権利を持った。又、同卷三十五、吳王濞傳に、西遣大尉條侯周亞夫將三十六將軍往擊吳楚。

とある文章では大尉が三十六將軍を統率するように読めるが、しかし漢書卷四十四に、文帝崩、亞夫為車騎將軍、孝景帝三年、吳楚反、亞夫以中尉為大尉、車擊吳楚。

とあるので、景帝三年に大尉になつた亞夫はすでに文帝崩時に車騎將軍となつてゐるから、それが三十六將軍を率いる権限であると解釈できる。漢書卷三十九、曹參伝には、

遷為將軍……以將軍引兵圍章邯廬丘、以中尉從漢王……參自漢中為將軍中尉、從擊諸侯。

とあって、中尉に將軍号を冠し、その將軍が兵を率いて戰闘に參加するのである。漢書卷四十 張良伝には、因説上、令太子為將軍、監閔中兵。

とあるように太子に將軍を冠し、その権限で兵を監督する。又別に、

漢王……持以為護軍中尉、尽護諸將……常以護軍中尉從擊臧荼。(漢書卷四十 陳平)

とあり、同卷四十一、酈商伝に、

以將軍為隴西都尉……卻敵遷為右丞相……十月以右丞相擊陳豨。

とあり、右丞相は將軍を冠して戦に臨んだ。同卷五十四、李廣伝には、

呉楚反時為饒騎都尉、從太尉亞夫、戰昌邑下……授博將軍印……入為未央衛尉……後四歲、廣以衛尉為將軍、出雁門……元朔六年、廣復為將軍、從大將軍出定襄。

とある。李廣は饒騎都尉、未央衛尉等の職務の際、將軍を冠号して出征し、終ると号が外された様子がみえる。⁽²⁾

蘇建が「以衛尉為游擊將軍」というのもみえ、同卷五十五、衛青伝に「青為太中大夫、元光六年拜為車騎將軍擊匈奴」

「太中大夫公孫敖為騎將軍……衛尉李廣為驍騎將軍」「左內史李沮為彊弩將軍、太僕公孫賀為騎將軍、代相李蔡為輕車將軍、皆領屬車騎將軍、俱出朔方……乃詔御史曰、護軍都尉公孫敖三從大將軍、擊匈奴」「令騎侯敖為中將軍、太僕賀為左將軍……衛尉蘇建為右將軍、郎中令李廣為後將軍、左中史李沮為彊弩將軍、咸屬大將軍」等が同様の例としてみられる。同卷五十五の霍去病伝にも、「郎中令李廣為前將軍、太僕公孫賀為左將軍、主爵趙食其為右將軍……皆屬大將軍・票騎將軍、右北平太守路博德屬票騎將軍、迺置大司馬位、大將軍、票騎將軍皆為大司馬。……定例令票騎將軍秩祿與大將軍等」「李息……凡三為將軍、其後常為大行」「張次公……凡再為將軍」「郭昌雲……元封四年以太中大夫為拔胡將軍」「荀彘……票騎將軍去病凡六出、擊匈奴、其四出以將軍」「路博德……以衛尉為伏波將軍」とあるのが摘記できる。³³これらの史料からわることは將軍を冠号して始めて具体的に兵卒を指揮できること、將軍は冠号であり、本官に冠するもので戦闘任務が終了すると原則的に冠号は外されること、各將軍は大將軍乃至車騎將軍・票騎將軍に領属されること、大司馬位が設けられたとき、大將軍と車騎將軍・票騎將軍が冠号されたこと等がわかる。

將軍は天子が斧鉞を与え、專殺權等の権限を持つが「天子」の授ける号とし「宜典兵馬、入為將軍」とあるように“入りて”と表現するので、内朝官に係ることがわかる。そして大庭氏の指摘のように將軍は天子との間に主客の関係があり、従属的な君臣関係でないという点は重要であろう。私見によれば將軍のみならず、内朝官は天子に近侍して、君臣関係ではなく双方は主客関係にあり、体系的に外朝官と異なっている。

II の注

- (1) 大庭脩「前官の將軍」（東洋史研究二十六巻四号 所載）。
- (2) 同前。
- (3) 拙稿「前漢帝国の二重構造と時代規定」（歴史学研究、一九七一年八月）。

III 霍光の時代⁽¹⁾

武帝の疾篤い時、遺詔が発せられ、宿衛の臣たる霍光に政事を委任するとともに周公の如く攝政せよとの勧めがあったが、それを辞退して大司馬大將軍に就いた。既に衛青、霍去病がそれと同様の位にあったのであるが、彼らと唯一異なる点は領尚書事との併任であった点であり、さきの軍事に加うるに、政治の要を把握する点、霍光は異なっていた。もつとも同様に尚書位に就いた上官桀は外朝の経済担当の桑弘羊と結んで霍光に対抗するに至るが、昭帝の信頼を得ていた霍光は両者との党派闘争に勝利を收め、遂に政治の実権を得た。「政事毫決於光」（漢書卷六十八）とあるとおりである。このとき外朝の丞相は武帝の晚期征和四年より昭帝元鳳元年まで十二年間の長期に亘って車千秋がその地位にいた。その後二年間、王訢が勤め、次に楊敞が足掛け二年、元平元年、蔡義が継いで昭帝代を終る。

霍光の統治期間、外朝の要である丞相には右の如く、車千秋が長期間在位した。彼は武帝に召し出された人物であるが、「千秋無他材能術学、又無伐閱功劳、特以一言寤意、旬月取宰相封侯、世未嘗有也」（漢書卷六十六、車千秋）とも云われていて、それほど有能な人材ではなかったようである。「单于問曰、聞漢新拜丞相、何用得之、使者曰、以上書言事故、单于曰、苟如是漢置丞相非用賢也……」（同前）とあるのはその一端を窺わせるエピソードといえよう。また「然千秋為人敦厚有智、居位自称踰於前后数公」（同然）とあるのは千秋と比較しても丞相たちの能力が如何に低いかの証示である。武帝が死去して霍・上官・金・桑らとともに「千秋並受遺詔輔道少主」とあって、千秋も天子の補佐を委ねられたが、昭帝が年幼のため、

政事壹決大將軍光、千秋居丞相位、謹厚有重德、每公卿朝会、光謂千秋曰、始与君侯俱受先帝遺詔、今光治内、君侯治外、宜有以教督、使光毋負天下、千秋曰、唯將軍留意、即天下幸甚、終不肯有所言、光以此重之、每有吉祥嘉慶、數褒賞丞相、訖昭帝世、國家少事、百姓稍益充實。

とあるよう、実質上は霍光がその役割を全面的に担い、外朝・丞相の車千秋はただ光に委ねるだけで自らは政務に当る

（漢書卷六十六、車千秋）

所がなかった。王訢については同巻六十六にその伝があるが、とりわけの特徴はみられない。次の楊敞については「給事大將軍莫府為軍司馬、霍光愛厚之」とあって敞は將軍府出身で、霍光の故吏であるから光の意志に順う者であったことはいうまでもない。昭帝代終わりの丞相蔡義も同様「給事大將軍莫府」とあり、しかも「義為丞相時、年八十余、短小無須眉、貌似老嫗、行步俛僂、常兩吏扶夾、迺能行時、大將軍光秉政、議者或言、光置宰相不選賢、苟用可顛制者、光聞之謂侍中左右及官屬曰、以為人主師當為宰相、何謂云々、此語不可使天下聞也。」（同巻六十六、蔡義）とあるように政務に勵むには余りに高齢すぎたわけである。「或」人の云うようにこの配置は霍光專政のためとしか云いようがない。こうしてみると、丞相は外朝に位置を占めてはいたが、実質上は「内より外を制する」形が固定して霍光が全権を支配したのであった。

霍光の時代は武帝専制の形態を継承しており、それは武帝の遺詔政治であることからも推察できるが、両者の違いは天子の親政であるか、その委任の政治であるかである。霍光は武帝の宿衛の臣として親任が厚かったために、彼を含む重臣たちの協同統治を武帝は想定していたのであろうが、その意向と異なり重臣間の抗争が起り、結局、光が勝利者となつて残り、事实上、光の専制がもたらされたのである。

注

- (1) 畠田健之「大司馬大將軍霍光」。

IV 宣帝の時代の大司馬と丞相

宣帝が在野から帝位につき、霍氏の專政にもともと批判的であったが、即位後も霍禹を大司馬に充てゝ急激な変動を

避けている。しかしながら、「更以禹為大司馬、冠小冠、亡印綬、寵其右將軍屯兵官屬、特使禹官名与光俱大司馬者」と大司馬に任じたが「冠小冠」であったという。この意味について王先謙は「曰、胡注大司馬大將軍、冠武弁大冠、今貶禹、故使冠小冠」とあって、黄金・蟬・貂尾を以て飾る大冠の代りに小冠を用いたのは大司馬の権威を削減するものであった。さらに右將軍とそれに付隨する屯兵、官属をやめたのは実質上の権力の削奪である。

「印綬亡し」については多少検討を要する。漢書卷十九上の百官公卿表の丞相、太尉の項をみると、「相國丞相皆秦官、金印紫綬……」とあり、「太尉秦官、金印紫綬……」とあって官位に対し印綬が付与されたかに見える。しかし、同巻に「御史大夫秦官、位上卿、銀印青綬」とあり、上卿に対して銀印青綬を与えたことが記されている。同巻の爵の項をみると、二十等爵の名称が列記されたあとに、「皆秦制、以賞功劳、徹侯金印紫綬」とあるので、官位でなく列侯の爵に対し金印紫綬を与えたことがわかる。右の相國丞相と太尉は列侯であつてそれに印綬を与えたことがわかり、二つの項目で、列侯が省略されているのであろう。漢書卷五十八、公孫弘伝に「先是、漢常以列侯為丞相、唯弘無爵……封丞相弘為平津侯、其後以為故事、至丞相封自弘始也」とあるので公孫弘まで丞相は前提として列侯であつたのである。では霍禹の印綬亡しとは如何なる事態であるのか。漢書卷十八、外戚恩澤侯表によると霍光の有していた博陸侯を地節二年四月癸卯に嗣ぎ、同四年に謀反腰斬となつてゐる。同巻十九下の百官公卿表に、地節二年に「侍中中郎將霍禹為右將軍一年遷」とあり同三年の項に「右將軍霍禹為大司馬、七月壬辰大司馬禹下獄要斬」とある。王念孫はこれを四年の誤りとしていて一年の誤差がある。そのことはともあれ、霍禹は「今大司馬博陸侯禹与母宣成侯夫人顯及從昆弟子冠陽侯雲、樂平侯山諸姊妹婿謀為大逆……」との詔令によるなら、要斬に至るまで博陸侯の剥奪はなかつた。そうすると大冠を小冠にしたと同様、列侯であり乍ら金印紫綬を与えないという措置であつたと考えられるのである。

霍山の場合は「封山樂平侯以奉車都尉領尚書事」(同巻六十八)と尚書を領しているが、「時霍山自若領尚書、上令吏民得奏封事不關尚書、群臣進見獨往来、於是霍氏甚惡之」(同前)とあるよう天子の意志によつて尚書を介さず群臣の

個々人が自由に上奏することを許し、事実上、尚書の特権が奪われている。その外、霍氏一族で光の女婿、度遼將軍未央衛尉の范明友は光祿勳に、次婿の諸吏中郎将羽林監任勝は安定太守に、光の姉婿、給事中光祿大夫張朔は蜀郡太守に、群孫の婿、中郎將王漢を武威太守に、光の長女の婿、長樂衛尉鄧廣漢を少府にした。また范明友の度遼將軍印綬を収納した。光の中女の婿、趙平は散騎都尉光祿大夫で屯兵を率いていたがその印綬も収納した。胡越騎、羽林及び両官衛が屯兵を持っていたが、これを宣帝の親信する許、史の子弟に替えたという。

このように霍氏の宗族構成員が霍光政権を支えてきたのであるが、その大半が中央政府から地方官に放出されてしまった。そしてとりわけ軍事力の削減に重点を置いて霍氏の権力を剥奪する。代りにその地位に充当されたのは宣帝の外戚たる許、史両氏であったが、その構成内容は霍氏の場合と殆ど違わない。従ってこの時期から血縁集団の支持の下にある権力者という天子像が現出してくるのである。

ところでこの霍氏排除に務めた人物は魏相であつた。彼は既に霍光政権下で光に批判的であり、ために「吏以聞大将军、用武庫令、事遂下相廷尉獄久繫」（漢書卷七十四）とある如く牢獄に入れられた経験を持つ。光の死去後、相は霍氏を批判する上奏をして「宣有以損奪其權、破散陰謀、以固万世之基、全功臣之世」（同巻七十四）と霍氏の権限の収奪を求め、領尚書事に副封開封の権限を認めない措置をするよう上奏した。「宣帝善之、詔相給事中、皆從其義」と帝はその上奏を可とした。ために「及霍氏怨相、又憚之、謀矯太后詔、先召斬丞相、然後廢天子、事發覺伏謀、宣帝始親萬機、厲精為治」（同前）と霍氏は魏相に怨みを抱き、それが謀反の発端となつたとある。こうした経緯で丞相魏相が「總領衆職」して外朝中心の政治が一応復元したのであつた。

この魏相が御史大夫であった時期に張安世が大司馬車騎將軍領尚書事になるが、「以為大將軍母令領光祿勳事」とあって、大將軍に内朝の重任を兼ねさせないよう計っているし、宣帝自身が「上躬親政、省尚書事」（漢書卷七十四）と尚書を親裁したのである。許延寿は外戚で「大司馬車騎將軍輔政」とあるが、領尚書事の位はない。こうして魏相の外朝

政治は「甚称上意」（同前）とあるので、宣帝のいう王霸を雜えての統治がここに成立した。宣帝は地節二年に「始親政事」して以来、群臣に上奏を許し、「五日の一聽事」したというが、そのとき「自丞相以下各奉職奏事、以傳奏其言、考試功能、侍中尚書功劳當遷、及有異善、厚加賞賜、至于子孫、終不改易」とある。顏師古はこれを「言各久其職事也」とし、劉放の注では「至于子孫謂賞賜、逮及子孫、非謂侍中、尚書のようない内朝枢要の官について能力のある者は久しく官に留め、場合によつては子孫に至るまでその職を改めない措置をしよう」というのである。これは天子を中心にその宿衛の臣を恒久的に配する構造をとるもので、丞相の外朝体系と相俟つて王・霸をとりまじえての政治構造を創出せんとしたのである。

IVの注

(1) 漢書卷六十八 霍光伝。

V 元帝時期の内・外朝

“好儒”的元帝が皇太子の時、父、宣帝に対して「陛下持刑太深、宜用儒生」との見解を述べた。これに対し「宣帝作色曰、漢家自有制度、本以霸王道雜之、柰何純任德教用周政乎、且俗儒不達時宜……何足委任、迺歎曰、亂我家者太子也、繇是疏太子、而愛淮陽王……上有意欲用淮陽王、代太子、然以少依許氏俱從微起、故終不背焉」とあって、父は子に批判的であり、「明察好法」の淮陽王を太子にしようとしたという。

この宣帝の母方の姻族であった史高は先代の晚期から大司馬車騎將軍領尚書事であったものの、元帝期には「高充位而已」（漢書卷八十一、匡衡）と形式的地位にすぎなかつた。そして、元帝方の姻族の許嘉が代つて大司馬車騎將軍に

なつたものの、かようにこの期、姻族の権限は薄かったのである。

一方、外朝側をみると、宣帝以来の于定国が丞相位にあり、「定国明習政事、率常丞相議可」（漢書卷七十一）とあり、師古注では「天子皆可定国所言」とあって帝は丞相の意見を嘉納していたのである。しかし、定国の在位は短く儒家で知名の韋玄成がこれに代った。彼の政策関与は祭祀の改革で、

玄成等四十四人奏議曰……高帝受命定天下、宜為帝者太祖之廟世々不毀、承後屬尽者宜毀……如礼（漢書卷七十、韋賢）。

大司馬車騎將軍許嘉等二十九人以為孝文皇帝……宜為世宗之廟（同前）。

玄成等奏曰、祖宗之廟世々不毀繼祖以下五廟而迭毀……（同前）。

などとあるように經義に基づく礼制に拠って帝廟の改革を行ったのである。¹²⁾ これは宣帝の霸道を抑制して王道に依る政

策であり、元帝の儒術文辞を好み、「頗改宣帝之政」との意志がないと行なわれなかつたであろう。

建昭三年に韋玄成に代つて丞相となつたのが匡衡である。彼は「京師諸儒称述焉」（漢書卷七十八）なる蕭望之が「經学精習說有師道、可觀覽」（同卷八十一）によつて帝に推舉したが、「宣帝不甚用儒、遣衡歸官」（同前）と登用されず、「皇太子見衡對私善之」（同前）と皇太子の方が彼を評価した。従つて元帝が即位して途が開けたのである。

そして長安令楊興の推薦で史高が彼を抜擢し、郎中から博士給事中さらに光祿大夫太子少傅と遷り、光祿勳御史大夫に榮進、建昭三年、丞相に達した。「充位而已」の史高が匡衡と結んで外朝に影響を持ち得た。この連携の動機は史高の副をしていた蕭望之を抑制するにある。すなわち「前將軍蕭望之為副、望之名儒、有師傳旧恩、天子人之、多所貢、高充位而已」（漢書卷八十一、匡衡）とあるのがそれである。望之は前代、「宣帝察望之、經明持重、論議有餘、材任宰相」（同卷七十八、蕭望之）と宣帝にその才を認められて御史大夫に昇進するが、常平倉設置について帝意に反し、丞相丙吉を批判したことによつて左遷、大傅に遷つた。しかし宣帝は病に臥せたさい、史高・蕭望之・少傅周堪らを選ん

で「皆受遺詔、輔政領尚書事」（同卷七十八、蕭望之）と政治を委嘱した。元帝の師傅であった望之は宣帝の「不甚從儒術、任用法律而中書官用事」（同前）とある趣旨で権力を持っていた「中書令弘恭、石頭九典枢機、明習文法」（同前）とある弘恭、石頭らを正面から批判するに至る。宦官たちは「亦與車騎將軍高為表裏、論議常獨持故・事不從望之等」（同前）とみえるように史高と連携して蕭望之の意見に対抗した。望之は「以為中書政本、宜以賢明之選、自武帝游宴後庭、故用宦者非國旧制、又違古不近刑人之義、白欲更置士人、繇是、大与高恭頭忤」（同前）とあり、中書官には士人を用い、宦人を排すべきだと主張して史高、弘恭、石頭らと対立した。その間に会稽郡の鄭明なる人物が「朋名称術望之、短車騎將軍、言許史過失、後明行傾邪、望之絕不與通」（同前）とあって蕭望之に近接して許・史両氏を批判した。しかし、望之は彼の行ないが良くないので絶縁した。ために鄭明は掌を返して弘恭らと結んで望之の排撃に廻った。そして、「望之對曰、外戚在位多奢淫欲、以匡國家非為邪也。恭頭奏望之、堪、更生朋党相称挙、數譖訴大臣、毀離親戚、欲以專擅權勢、為臣不忠、誣上不道、請謁者召致廷尉」（同前）と正面切っての政争となつた。結局、望之が「竟欲飲鳩自殺」となつて終息する。

右の経緯から、外戚の史高と宦人の弘恭、石頭が提携して外朝の儒家官僚として正統派の蕭望之を排撃し終つたのである。丞相位に就くことになった匡衡は史高に依るところがあつたので、その外朝は外戚と宦人の拠る内朝に抑制される結果を生んだのである。両派の対立の本質は右の引用文傍点にみると、宦人は「故事」に依拠し、蕭望之は「勸道上以古制、多所欲匡正、上甚鄉納之」（同前）とあって「古制」に依拠するのである。宦人らの故事とは武帝の如き伝統的な天子専制であり、古制とは儒家の理想たる周道に順う意で人為に基く官制によって帝制の確立を意図するものであった。

Vの注

- (1) 漢書卷九 元帝紀。

VI 成帝時期の内・外朝

成帝は元帝の太子で宣帝は「愛之」と孫を可愛がっていた。しかし、元帝は傅昭義の子であった定陶恭王を評価していた。この繼嗣問題で、「元帝晚節寢疾、定陶恭王愛幸顕、擁佑太子頗有力、元帝崩、成帝初即位、遷顕為長信中太僕、秩中二千石、顕失倚離權、數月丞相御史條奏、顕旧惡及其党牢梁、陳順、皆免官、顕与妻子徙歸故郡、憂滿不食道病死、諸所交結、以顯為官皆廢罷……」（漢書卷九十三、佞倖伝）とある史料に依ると石顕は定陶恭王と親交があった。しかし、成帝が即位すると彼は寄るべを失ない権力から離れて病死してしまう。宦人は天子との関係のみでその位置が保障されるので血縁的背景のないために本来、不安定な存在といえるであろう。

宣帝後期に王商は右將軍光祿大夫として「商為外戚、重臣輔政、擁佑太子」とあって外戚で皇太子を助けたため、成帝は彼を「敬重」した。この王商なる人物は漢書卷九十七下、外戚列伝によると、

「孝元王皇后、成帝母也、家凡十侯五大司馬。」とあって、元帝の皇后の系譜に係わる。上文の顏師古注によると、
十侯者陽平頃侯禁、禁子敬侯鳳、安成侯崇、平阿侯譚、成都侯商、紅陽侯立、曲陽侯根、高平侯逢時、安陽侯音、新都侯莽也。五大司馬者鳳、音、商、根、莽也、一曰、鳳輔禁為侯、不當重數、而十人者淳于長即其一也。
とあって王商、王鳳ともに同血縁に係わっていた。この王鳳が大司馬大將軍として元帝晚期より「專權」し、その行ないに「驕僭」の点があつたとされる。王商は丞相の位置にあって彼を批判したため両者は対立した。「鳳大慙自恨失言……鳳重以是怨商」（漢書卷八十二、王商）とあるのがそれである。このことを王鳳一派の太中大夫張匡は王商を「從外制中」と表現しているから外朝、内朝の対立の様相を示すものであった。こうして両朝の主要な職を同一血縁、天子からみると外戚が占める現象がここに発生してきた。このことは重要な問題である。右、王鳳、王商の対立は前者が強く、

河平四年に丞相王商は罷免される。その後継の張禹については、

禹与鳳並領尚書、内不自安：（天子曰）：君其總秉諸事：視事。

とあるよう、王鳳と並んで領尚書事であったが、天子の支えによって王鳳に並列したにすぎず、内朝にある鳳が実権を保持していたと思われる。彼の没後、大司馬に王音、王商、王根が次々と就位し、外戚王氏が内朝にあって天子を支えていた。これに対し外朝の丞相には張禹の後、薛宣、翟方進が続く。前者は王鳳系の人物であり、経術の素養に欠けていたので天子はこれを軽視したというが丞相への就位は王鳳の推薦という所に理由があろう。後者は宣と異なり、名儒として聞こえ、宰相の器とされているが、かつて王商を批判している点からみると王鳳系に属するようである。

王鳳没後、王音が繼ぐが、そこに、

鳳薨後、從弟車騎將軍音、代鳳輔政、亦湯厚、逢信、陳咸皆與湯善、湯數稱之於鳳・音。

とあって陳湯を介して逢信、陳咸が王音に近接した。湯はもともと王鳳の弟の王商とは仲が悪く、「時成都侯商……輔政、素不善湯」（漢書卷七十、陳湯）とある。商は「行可以厲群臣、義足以厚風俗、宜備近臣」（同卷八十二、王商）とあって義に厚い人物であるに対しても陳湯は「好書博達、善屬文」（同卷七十）であるが、「家貧匱貨無節、不為州里所称」（同前）で節義ある人物でなかった。従って「湯素貪所鹵獲財物、入塞多不法」「弘農太守張匡坐臧百萬以上、狡猾不道、有詔即訊、怨下獄、使人報湯、湯為訟罪、得踰冬月、許謝錢二百萬、皆此類也」（同前）等と、利にさとい行為が多かった。商とは合わないはずである。しかし兄の鳳は「湯多籌策、習外國事」と逆に評価していたのである。

こうしてみると、王鳳・王音の系列には陳湯・陳咸・逢信・朱博・蕭育らの世族出身の高官が派閥を形成して、内朝に拠り所を持っていたが、これに対して王商・張禹・薛宣・翟方進らの丞相を頂点とする外朝系官僚が彼を規制しようとしていた。たゞ王商の例にみると内・外朝の対立はあるにしても、実態は天子外戚の王氏一族の内部争いという状況と化しており、君主権はまさに一族共有の觀を呈するようになった。

VII 哀帝、平帝期の内・外朝

哀帝初、丞相には成帝晚期より孔光が在位していた。孔光は「以高第為尚書」（漢書卷八十一）より出身して「上甚信任之」と天子の評価が高く、「為光祿勳、復領尚書諸吏給事中如故、凡典枢機十余年」（同前）とあって内朝官として政権の中枢に参与した。彼は「不結党友」と派閥を成すことを避けた。外朝の中心に抜擢されたのも天子の意向であろう。先帝には繼嗣がなく、既述の如く定陶王が「好学多材」で太子侯補となり、王根、翟方進、廉褒、朱博らの賛成があつた。しかし孔光は「独以為礼立嗣以親、中山王先帝之子、帝親弟也……中山王宜為嗣」とあって異議を唱え、中山王を推した。定陶王が哀帝として即位すると「傅太后……為人剛暴、長於權謀……帝之立又有力、光心恐傅太后与政事」（同前）と傅太后が外戚政治を企図し、光はこれを危惧していた。しかし、「光自先帝時、議繼嗣、有持異之隙矣。又重忤傅太后指、由是傅氏在位者与朱博為表裏、共毀譖、光後數月遂策免」（同前）とあって、先帝の重用に相反する結果となる。¹¹¹

朱博がこの孔光に代るが、博は哀帝に依って「數月超為大司空」（漢書卷八十三、朱博）と抜擢される。その理由は傅氏と共に孔光を批判したために他ならない。

そこで右の史料で大司空に就位した博は次のように意見を提出している。

為大司空奏言……置御史大夫、位次丞相、今更為大司空、與丞相同位、未獲嘉祐……未更御史大夫而為丞相、權輕非所以重國政也、臣愚以為大司空官可罷、復置御史大夫、遵奉旧制（同前）

すなわち、三公官の設置は丞相権の弱化につながり、国政を軽視することになるというのである。

抑々、三公官の設置は既にみたとおり何武の上奏による。「初武為九卿時、奏言宜置三公官」（漢書卷八十六、何武）とあるのがそれで、その意見は、「成帝欲脩辟雍、通三公官、即改御史大夫為大司空」（同前）と成帝の意志であり、大司空位は古制に循うものであつた。

こうしてみると、成帝の意を受けた孔光、三公官の設置を云う何武は儒家の理念を中心政府構成の原理として確定せんとする系列の官僚であったとみられる。これに対し朱博は三公官の設置に反対して「旧制」を踏襲せんとする立場にあった。哀帝は一旦その上奏を受け三公官を罷めたものの、「後四歳、哀帝遂改丞相為大司徒、復置大司空、大司馬焉」（同卷八十三、朱博）とあって丞相権の規制を措置している。

哀帝は外朝権を弱化させる一方で、董賢を登用して彼に政治を委ねようとした。彼は儀貌によつて見出され、妹も昭儀に召されたので、「貴震朝廷」（同卷九十三、董賢）となる。哀帝初には傅太后的従弟の傅喜が大司馬となり輔政していたが「數諫失太后指」（同前）となつたので「上舅丁明代為大司馬」と舅の丁明に代えた。明も「亦任職頗害賢寵……上寵重賢欲極其位、而恨明如此、遂冊免」（同前）とあつて董賢を批判したため帝に斥けられてしまう。そして「遂以賢、代明為大司馬衛將軍」と賢が大司馬位に就き、最高の権力を把握する。このとき、「私謂閼曰、董公為大司馬、冊文言允執其中、此迺堯禅舜之文、非三公故事、長老見者莫不心懼、此豈家人子所能堪邪」（同卷九十三、董賢）と大司馬冊文のなかに禅譲の文意があり、それを憂いて董氏との婚を避けたというのである。事実、哀帝は、

賢父子親屬宴飲、王閼兄弟侍中、中常侍皆在側、上有酒所、從容視賢笑曰、吾欲法堯禅舜何如、閼進曰、天下迺高皇帝天下、非天下之有也、陛下承宗廟、當傳子孫於亡窮、統業至重、天子亡戲言、上默然不說。（同卷九十三、董賢）
と賢に禅譲の意志を示している。王閼は賢者への禅譲を否定して劉氏の家産としての帝位を楯に反対している。丞相の王嘉も亦、反対意見であった。

哀帝が死去すると太后の命に依つて王莽が召され、「莽既至、以太后指使尚書、効賢……不知所為……」（同前）とあるよう王莽が賢を斥け、やがて「其收大司馬印綬、寵帰第、即日賢与妻、皆自殺」（同前）となる。哀帝の寵のみに依存した董賢の結末は当然であった。

代つて王莽の登場となる。彼の傳記によると、「孝元皇后之弟子也、元后父及兄弟、皆以元、成世、封侯居位輔政、

家凡九侯、五大司馬」とあるように、王氏一族の成員で「乘時侈靡」であった同族の中でのみ、「独孤貧、因折節為恭儉、受禮經、師事沛郡陳參、勤身博学、被服如儒生」（同卷九十九上、王莽）と貧しい中で勤直に学問を実践していた。そして「陽朔中、世父大將軍鳳病、莽侍疾親嘗藥、亂首垢面、不解衣帶連月；久之叔父成都侯商、上書願分戶邑以封莽……咸為莽言上、由是賢莽」（同前）とあり王鳳の看病を契機に王商の推挽を得て列侯となり、大司馬王根の後任として「上遂擢為大司馬、是歲綏和元年也」（同前）と王莽が大司馬の位置に就いた。

哀帝崩無子而傳太后、丁太后皆先薨、太皇太后、即日駕之未央宮、收取璽綬、遣使者馳召莽、詔尚書、諸發兵符節、百官奏事、中黃門期門兵皆屬莽、莽自大司馬高安侯董賢年少不合衆心、收印綬即日自殺、太后詔公卿舉可大司馬者、大司徒孔光、大司空彭宣舉莽、前將軍何武、後將軍公孫祿互相擧、太后拜莽為大司馬……迎中山王奉成帝後、是為孝平皇帝、帝幼九歲、太后臨朝稱制、委政於莽（同前）。

とおり、傅・丁両太后が逝き、王太皇太后が人事を行なった。この際、王莽が称制する太皇太后を補佐し、實質上、権力を掌握した。孝成趙皇后、孝哀傅皇后は自殺し、何武、公孫祿は免職、丁傳、董賢の親族は皆免官の処分を受けた。こうして先代の外戚は排除され、王氏独裁の体制が整ったが、太后と王莽の間に軋轢が起り、同宗族内での亀裂が生じた。それは、

紅陽侯立、太后親弟、雖不居位、莽以諸父、內教憚之畏立、從容言太后令已不得肆意、乃復令光奏立旧惡、前知定陵侯淳于長犯大逆罪、多受其賂、為言誤朝……請遣立就國、太后不聽。（同前）

とあるように紅陽侯立をめぐっての太后と王莽との対立であった。王立は太后的弟であり、勿論、王莽と同宗であった。莽は立の存在に畏懼を感じていたため、就国させようとして争いになつたのである。

右のように王莽は同宗族であつても意見の相違する者を排除し、「王舜、王邑為腹心、甄豐、甄邯主擊斷、平晏領機事、劉歆典文章、孫建為爪牙」（同前）と側近を以て権力の安定を計った。本文注に「周壽昌曰、傅介子等伝贊云、孫

建以威重、顯游俠伝、王莽素善強弩將軍孫建、建匿漕中叔、莽性果、賊無所容忍、然重建竟不問、建仕莽、至立國將軍成新公、莽欲以其女、平帝后、改稱黃皇室主者、嫁建之子、其寵任可知」(卷九十九上の注)とあって游俠の風のある孫建を重用したという。

このように外戚王氏の勢力が内・外朝を掩い、天子個人との間に緊張関係が生ずるが、にも拘らず天子位が宗族的共有物に化する状況が頂点に達していた。王莽がこうした状況の到来の中で、劉氏の家産であった天子位を外戚を背景に奪いとる——禅譲という儒家の理想の実現として——に至ったのは歴史的必然というべきであろう。

VIIの注

(1) 漢書卷八十六 王嘉伝に「哀帝初立、欲匡成帝之政多所變動：」とあって哀帝は成帝の政治と異なる方針を持っていた所からも孔光の罷免は当然であった。

結語に代えて

前漢政治史を私は皇帝、天子の質の相違を背景にして、その具体的現れを外朝・内朝の矛盾と統一の政治的動きの中から把握しようとしている。いわば嘗ての通説をもう一度、政治の動きの中から検証してみようというのが本旨である。近來の研究史では内・外朝は協調して国家政策を実施する機能を果たすものとして両朝の軋轢の側面がやゝ軽視されているように感ずる。

本稿はなお政治史としては素描でしかないが序論的に構成してみた。一定の枠組みの設定から生きて動く政治的な人間像を扱えるのは本来、困難であるが、とりわけ人間関係の複雑性を織り込むのは至難の技であると実感した。各時代

の様相を彫り込むことを今後も課題として本論を後日、作りあげたいと思う。

補注

東晋次『後漢時代の政治と社会』（名古屋大学出版会一九九五年）には「貴戚に掌握されるという政治の形態である」（一二三頁）と昭帝以降の政治状況を分析し、注⁽⁴⁾で藤田高夫氏の「前漢後半期の外戚と官僚機構」における皇帝独裁体制志向という解釈に対する批判がある。